

建設技術資格取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 建設技術資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、若年の建設労働者（以下「受験者」という。）を雇用し、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の3の2号の表の下欄に掲げる資格及び規則第18条の3に定める登録基幹技能者講習（以下「施工管理技術検定等」という。）を受験又は受講（以下「受験等」という。）させることによって人材育成を図ろうとする事業者（以下「補助対象事業者」という。）に対して、施工管理技術検定等の受験等にかかる費用の一部を補助することにより、建設技術資格の取得を促進、支援することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を有しており、その主たる営業所の所在地が県内であること。
- (2) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。
- (3) 補助対象となる受験者と受験等の実施日において期間の定めのない常勤の雇用契約を締結していること。
- (4) 県税等の滞納が無いこと。
- (5) 過去に規則第2条第1項各号に規定する補助金等の不正受給がないこと。

(受験者)

第4条 受験者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請を行う年度の4月1日時点における年齢が34歳以下であること。
- (2) 県内に在住していること。
- (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。
- (4) 交付申請日の属する年度（以下「受験年度」という。）に、補助の対象となる施工管理技術検定等の受験等を行うこと。
- (5) 過去に、交付申請を行う資格・級・種と同一資格・級・種の施工管理技術検定等（登録基幹技能者講習を除く。）について、別表に定める補助項目と同一の補助項目に対し

て本要綱に規定する補助金の交付を受けていないこと。

(6) 過去に、交付申請を行う登録基幹技能者講習と同一種類の登録基幹技能者講習の受講料に対して、本要綱に規定する補助金の交付を受けていないこと。

(7) 補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助の対象)

第5条 県は、第2条の目的を達成するため、補助対象事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助の対象は、補助対象事業者が直接又は間接的に支出した、受験年度に実施される施工管理技術検定等（学科、一次若しくは筆記試験（以下「学科試験等（下記に示す「実地試験等」がない試験もこれに含む。））」という。）又は実地、二次、技能若しくは実技試験（以下「実地試験等」という。））の受検手数料及び受験講習会にかかる費用（受講料及び講習会が指定する教材の購入費用。ただし、学科試験等又は実地試験等を受験した場合に限る。）又は登録基幹技能者講習の受講料とする。

3 補助申請の対象とすることのできる施工管理技術検定等の学科試験等は、同一資格・級・種の施工管理技術検定等の受験に対して、一年度に1回のみとする。

4 補助申請の対象とすることのできる受験者は、1補助対象事業者につき1年度あたり延べ5人までとする。

(交付額の算出)

第6条 この補助金の交付額は、1受験者につき、施工管理技術検定等の受検手数料若しくは登録基幹技能者講習の受講料の全額とその他の補助対象経費の全額を合計した額又は3万円のいずれか低い金額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。

2 前項の規定に関わらず、過去に同一の受験者による同一資格・級・種の施工管理技術検定等の受験に対して本要綱に規定する補助金の交付を受けている場合は、施工管理技術検定等の受検手数料の全額とその他の補助対象経費の全額を合計した額又は3万円から既に受け入れている本補助金額を除いた額のいずれか低い金額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を交付額とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に指定する受付期間の間に、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) その他知事が別に定める書類

(補助金の交付の決定等)

第8条 知事は、第8条に規定する交付申請があったときは、その申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付を決定し、補助対象事業者に対して、交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、その目的を達成するため、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 事業計画の変更(ただし、交付額の20パーセント以内の減額を伴う変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。

(2) 事業計画を廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。

(3) 知事の求めに応じて補助金に係る報告を行い、又は知事が指名した職員が行う当該補助金に係る帳簿書類その他の物件の検査を受けなければならないこと。

(4) 補助事業に係る受験者の合否結果について、知事が定める期間に報告しなければならないこと。

(5) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(事業計画の変更等)

第10条 補助対象事業者は、前条第1号の規定に基づき事業計画を変更する場合には、速やかに変更承認申請書(様式第5号)に当該変更に係る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、変更承認通知書(様式第6号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(事業計画の廃止)

第11条 補助対象事業者は、第9条第1項第2号の規定に基づき、事業計画を廃止しようとする場合には、速やかに廃止承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する廃止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該廃止を承認するか否かを決定し、廃止承認通知書(様式第8号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第12条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、知事が別に指定する日までに、実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第10号）
- (2) その他知事が別に定める書類

2 補助事業の完了とは、事業計画に記載した試験のうち、受験者が、受験年度に受験可能な試験の受験を全て完了したときとする。

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額を確定したときは、補助対象事業者に対して、交付額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の支払）

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、前条に規定する交付額確定通知の日から起算して14日を経過した日までに、交付請求書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。ただし、その日が県の休日の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

（受験結果の報告）

第15条 補助対象事業者は、補助事業に係る受験者の合否結果について、受験結果報告書（様式第13号）により、知事が別に定める期間の間に、知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、災害その他やむを得ない事情として知事が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱若しくは規則又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) その他知事が必要と認めたとき。

2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかにその旨及びその理由を補助対象事業者に書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 知事は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金

が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金)

第18条 補助対象事業者は、第17条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第19条 補助対象事業者は、第18条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第2項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(帳簿書類の作成等)

第20条 補助対象事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、事業計画を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間これを保存しておくなければならない。

(書類の提出)

第21条 この要綱により知事に提出する書類の部数は1部とする。

2 知事に提出する書類の提出先は、香川県土木部土木監理課とする。

3 書類の提出の方法は、持参又は郵送（配達記録が確認できるものに限るものとし、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による信書の送達を含む。）に限るものとする。

(補助金に関する調査への協力)

第22条 知事は、補助金を交付した補助対象事業者に対し、補助金に関する調査への協力を依頼することができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	補助項目
1	学科試験等
2	学科試験等に係る講習
3	実地試験等
4	実地試験等に係る講習